



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 燦ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小西 幸治  
(コード番号 9628 東証・大証第1部)  
問合せ先 執行役員財務・IR担当 鈴江 敏一  
(TEL 06-6226-0038)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 77 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第号）および会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。

株主総会において充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 16 条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 22 条（取締役会）第 3 項を新設するものであります。

定款の定めにより、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の限度において免除できるようになったこと、また、社外監査役がその役割を十分に発揮することができるようにするため、社外監査役との間に損害賠償責任に関する契約を締結できるようになったことから、変更案第 31 条（損害賠償責任の一部免除）を新設するものであります。上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・訂正および移設など全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (2) 現行定款第 2 条に定める事業目的について子会社の事業目的の追加に伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) 定款の定めにより、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その責任を法令の限度において免除できるようになったこと、また、有能な社外取締役を招聘することができるようにするため、社外取締役との間に損害賠償責任に関する契約を締結できるようになったことから、変更案第 31 条（損害賠償責任の一部免除）を新設するものであります。なお、変更案第 31 条の新設につきましては監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日

以 上